

## インターネット上におけるヘイトスピーチ規制の現状と課題 ーヘイトスピーチ解消法の実効性に関してー

西川 大朗

ヘイトスピーチは、マイノリティの属性を理由とした差別的表現であり、被害者の心身に深刻な害悪をもたらすだけでなく、社会の差別構造を強化する危険な表現行為である。日本では、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）が国内初の反人種差別法として成立し、独自の定義に基づいて国と地方公共団体にヘイトスピーチの解消に向けた努力義務を規定している。一方で、本法は罰則規定を置かない理念法であり、その実効性が疑問視されてきた。特に、インターネット上のヘイトスピーチが野放しになっている点は、国連人種差別撤廃委員会からも勧告を受けるなど、喫緊の課題であるといえる。本研究では、インターネット上のヘイトスピーチに関して、解消法成立後の規制の動きを概観するとともに、残っている課題を明らかにし、規制の向かうべき先を示唆することを目的とする。

ヘイトスピーチの定義や害悪、解消法や関連する取組みの内容等を整理した上で、インターネット上のヘイトスピーチについて、インターネットの特性に着目して危険性の考察を行った。そして、インターネット上のヘイトスピーチ規制の現状を規制の主体ごとに概観した。コンテンツプロバイダについては、それぞれどのようにヘイトスピーチを定義し規制しているか調査した。

これらのアプローチを通じて、インターネット上のヘイトスピーチ規制の現状には、先行研究で示されていた地方公共団体の条例による規制の限界という問題に加えて、統一された定義がなく、規制されるべき種類の表現が見過ごされているという課題があることを示し、解消法のインターネット上のヘイトスピーチに対する実効性は限定的であると結論付けた。

今後は、ヘイトスピーチには国や地方公共団体では規制できないグレーゾーンがあること、ヘイトスピーチの被害の最小化のためには迅速な拡散防止措置が欠かせないこと、プラットフォームを提供する事業者にはヘイトスピーチを規制する社会的責任があることなどから、コンテンツプロバイダが自主的に規制を行っていく必要があると考察した。

発展的な論点として、削除業務に携わる人たちの被害を軽減する仕組みや、対症療法ではなくヘイトスピーチが発生しない社会をつくるための教育・啓発等が挙げられ、今後の検討課題といえる。

（指導教員 高良幸哉）